

瀬戸内市監査委員公表第9号

令和元年度行政監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度行政監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月30日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小 野 田 光

| 所管部署 | 総務部契約管財課 |
|--|---|
| 意見（要望事項） | 措置の内容 |
| <p>保有個人情報等を適切に管理し、流出等を防ぐために共有のID等とすると、事故等が発生した場合、利用者の特定が困難となり、対策等が遅れる可能性もあることから、共有ID等の設定をやめ、利用者ごとの設定に変更していく必要がある。また、基幹システムの実際の利用者とログイン者が異なることがないよう、基幹システムの設定や運用方法を改善していく必要がある。</p> | <p>基幹システムの実際の利用者とログイン者が異なることのないよう各課に周知を図っています。瀬戸内市個人情報管理規程と現状が合わない部分で、技術的に実現が難しいものについては規程の見直しが必要となります。令和4年度中に関係部署の担当者を含めて協議を行い、規程の見直しを実施する予定です。IDの設定を廃止し、全て個人に配布したIDで運用しています。</p> |